

三田市都市計画法施行条例新旧対照表

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| <p>第1条～第6条 省略<br/>(市街化を促進しない開発行為)</p> <p>第7条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)</u>第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を含まない土地の区域における次の各号に掲げる開発行為とする。</p> <p>(1) <u>別表第1</u>に掲げる建築物で規則で定める建築物及びその敷地に関する基準(以下「建築物等の基準」という。)を満たすものの建築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(2) <u>当該区域内</u>において行う特定の開発行為が、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと市長が認めて指定する区域(土地利用計画において第4条第2項第4号オに掲げる区域に区分された土地の区域(以下「指定区域」という。)内における別表第2に掲げる建築物で規則に定める建築物等の基準を満たすものの建築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(3) <u>別表第3</u>に掲げる建築物で規則で定める建築物等の基準を満たすものの建築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(市街化を促進しない建築物の新築等)</p> <p>第8条 令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更(以下「新築等」という。)又は第1種特定工作物の新設は、<u>令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域</u>における次の各号に掲げる建築物の新築等とする。</p> <p>(1) <u>別表第1</u>に掲げる建築物で規則で定める建築物等の基準を満たすもの</p> <p>(2) <u>指定区域</u>における別表第2に掲げる建築物で規則で定める建築物等の基準を満たすもの</p> <p>(3) <u>別表第3</u>に掲げる建築物で規則で定める建築物等の基準を満たすもの</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p> | <p>第1条～第6条 省略<br/>(市街化を促進しない開発行為)</p> <p>第7条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、次の各号に掲げる開発行為とする。</p> <p>(1) <u>都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)</u>第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を含まない土地の区域における別表第1に掲げる建築物で規則で定める建築物及びその敷地に関する基準(以下「建築物等の基準」という。)を満たすものの建築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(2) <u>令第29条の9各号に掲げる区域(規則で定める区域を除く。以下同じ。)</u>を含まない土地の区域における<u>当該区域内</u>において行う特定の開発行為が、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと市長が認めて指定する区域(土地利用計画において第4条第2項第4号オに掲げる区域に区分された土地の区域(以下「指定区域」という。)内における別表第2に掲げる建築物で規則に定める建築物等の基準を満たすものの建築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(3) <u>令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を含まない土地の区域における別表第3</u>に掲げる建築物で規則で定める建築物等の基準を満たすものの建築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(市街化を促進しない建築物の新築等)</p> <p>第8条 令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更(以下「新築等」という。)又は第1種特定工作物の新設は、次の各号に掲げる建築物の新築等とする。</p> <p>(1) <u>令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を含まない土地の区域における別表第1</u>に掲げる建築物で規則で定める建築物等の基準を満たすもの</p> <p>(2) <u>令第29条の9各号に掲げる区域を含まない土地の区域内の指定区域</u>における別表第2に掲げる建築物で規則で定める建築物等の基準を満たすもの</p> <p>(3) <u>令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を含まない土地の区域における別表第3</u>に掲げる建築物で規則で定める建築物等の基準を満たすもの</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p> |

